

すまいる住宅登録事業等における対象者の拡充について

1 概要

高齢者、障害者及びひとり親世帯（以下「高齢者等」という。）の入居を拒まない民間賃貸住宅として区に登録された「すまいる住宅」においては、令和2年度から新たに見守り電球を導入し、見守りの拡充を行うことで家主の不安軽減を図っているところである。

この度、障害者の地域移行等の観点を踏まえて、令和3年度から障害者に係る対象者の拡充を行うことで、引き続き高齢者等の住まいの確保を図る。

2 拡充内容

制度の利用要件である障害等級を廃止し、身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者全てを対象とする。

※関連として、住まいの協力店登録事業、移転費用等助成事業についても同様の拡充を行う。

3 今後のスケジュール

令和3年	3月（予定）	文京区居住支援協議会への報告
	4月1日	対象者の拡充